




西区地域福祉ビジョン〔概要版〕

西区の地域福祉を取り巻く現状と課題

<p><b>【概況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 充実した公園・文化・スポーツ施設・交通網や盛んな地域活動などによる良好な住環境</li> </ul> <p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人口の増加が続いており、特にマンション住まいの世帯、単身世帯の割合が高い</li> <li>○ こども・子育て世帯が大幅に増加</li> <li>○ 高齢者、障がい者が増加</li> </ul>	<p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域とのつながりの希薄化によるコミュニティの衰退が懸念される</li> <li>○ 保育ニーズが急激に増大し、保育所等が不足している</li> <li>○ 子育て世帯・高齢者・障がい者など支援を必要とする方が必要な支援につながるよう関係機関の連携強化、身近な地域での相談支援体制の確保、地域におけるつながりづくりが必要になっている</li> </ul>
--	--

「西区地域福祉ビジョン」における基本理念、基本方針、目標

<p><b>【基本理念】</b></p>	<p><b>いつまでも住みつづけたいまち西区をみんなの手でつくろう！</b></p>  <p>地域における福祉活動の支援や子育て施策の充実を図り、支援を必要とする方や支援する方の多様なつながりを深めることで、誰にとっても住みつづけたいまちづくりを区民のみなさんとともに進めていきます</p>	
<p><b>【基本方針】</b></p>	<p><b>安全で安心なまちづくりに向けたコミュニティ力の向上</b></p>	<p><b>こども・子育て施策の充実</b></p>
<p><b>【目標】</b></p>	<p><b>誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまちづくり</b></p>  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>誰もが地域で安全で安心して自分らしく生き生きと暮らせるように、医療・保健・福祉にかかわる支援者が相互に連携し、地域住民と協働し、地域で互いに理解し支え合って暮らす仕組みづくり</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 見守り活動による地域のつながりづくり</li> <li>○ 相談・支援のつながりづくり</li> <li>○ 他職種のつながりづくり</li> <li>○ 多様な主体のつながりづくり</li> <li>○ 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり</li> <li>○ 誰もが生き生きと暮らせるまちづくり</li> <li>○ 地域福祉活動、福祉人材の担い手づくり</li> <li>○ 介護予防に取り組むまちづくり</li> </ul>	<p><b>子育て施策の充実</b></p>  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>保護者が安心や喜びを感じながら子どもを育てられ、多様なニーズに対応し、希望する人が働きながら子どもを育てられる環境づくり</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ こども相談支援・子育て情報の発信</li> <li>○ 子育てと仕事の両立支援</li> <li>○ 児童虐待防止</li> <li>○ 多様な協働による子育て支援</li> <li>○ マンションコミュニティづくり</li> </ul>

「西区将来ビジョン」へ反映

# 西区地域福祉ビジョン



2018（平成30）年2月

大阪市西区役所

## 目 次

第1章	地域福祉ビジョン策定にあたって	1
第2章	西区の地域福祉を取り巻く現状と課題	4
第3章	「西区地域福祉アクションプラン」の 成果と残された課題	9
第4章	西区地域福祉ビジョン（本編）	19





## 第1章 地域福祉ビジョン策定にあたって

### 1 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが、地域の中で、地域とのつながりを持ち、健康で安心して心豊かに暮らしていけるように、地域のあらゆる力を集めて、地域にあった福祉のしくみをつくることです。

誰もが、困ったときは受け手になり、たとえ小さなことでもできることを担いお互いに支え合うことで、地域で暮らし続けられるようにすると同時に、あたたかなつながりのある、住みよいまちづくりをめざしています。

### 2 ビジョン策定の背景と経過

2000（平成12）年6月に社会福祉法が改正され、2003（平成15）年4月以降、市町村は地域福祉計画を策定することが規定されました。

大阪市は、2004（平成16）年3月に「大阪市地域福祉計画」を策定し、市域を対象として、地域福祉の具体的推進方策を記載するとともに、各区の地域福祉アクションプランを推進していくこととし、同時期に大阪市社会福祉協議会は、本市における地域福祉活動の指針となる「大阪市地域福祉活動計画」を策定しました。

これらを受け、西区では、保健医療福祉分野の身近な窓口である区役所と社会福祉活動の支援や地域福祉の推進を図る区社会福祉協議会が推進役となり、区民、福祉関係者のみなさんとともに、西区における地域福祉の行動計画として、2006（平成18）年3月に「西区地域福祉アクションプラン」（愛称「あした・夢・はばたきプラン」。以下「アクションプラン」と言います。）を策定しました。

しかし、策定から10年あまりが経過する中で、法制度や本市・区の取り組みも充実が図られる一方で、西区においては、高層マンションの建設などに伴う転入者、特に子育て世帯の増加や、高齢者・障がい者の増加が続いており、西区の地域福祉を取り巻く環境も大きく変化してきました。

このため、アクションプランの成果と課題を検証し、区民のみなさんのご意

見をお聴きしながら、アクションプランを引き継ぐ「西区地域福祉ビジョン」（以下「地域福祉ビジョン」と言います。）を策定することとしました。

### 3 ビジョンの位置付けと期間

西区は、2013（平成25）年3月に、西区のめざすべき将来像とその実現に向けて進めていく具体的な取り組みを示す「西区将来ビジョン」を策定しました。

このたび、「西区将来ビジョン」の対象期間（2017（平成29）年度まで）が経過することから、同ビジョンの検証を行うとともに、2018（平成30）年度から概ね5年間の取り組みを見据えた新「西区将来ビジョン」を策定することとしています。

新たな地域福祉のビジョンは、この新「西区将来ビジョン」と名称、内容及び対象期間を連動させ、名称も「西区地域福祉ビジョン」と改めます。

また、「西区将来ビジョン」に掲げる施策を具体的に展開する「西区運営方針」とも連動することとなります。

### 4 ビジョンの策定方法と推進体制

このたび「西区地域福祉アクションプラン」を見直し、「西区地域福祉ビジョン」を策定するにあたっては、西区地域福祉アクションプラン推進委員会及び西区地域支援調整チームの各部会及び地域代表者の会議を通じて、こども・高齢者・障がい者の支援に関わる代表者・実務者、本人・家族のご意見、地域のみなさんのご意見をいただきながら作り上げました。

現在、こども・高齢・障がいの各分野は、法制度が充実し、個別課題から地域課題を共有し、解決のために取り組む仕組みが構築されています。

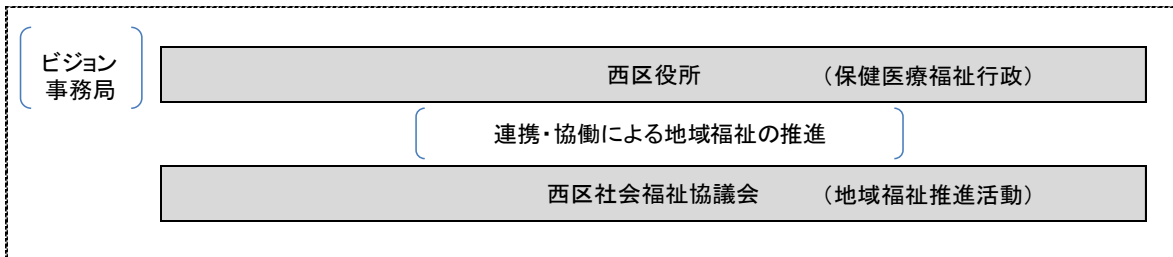
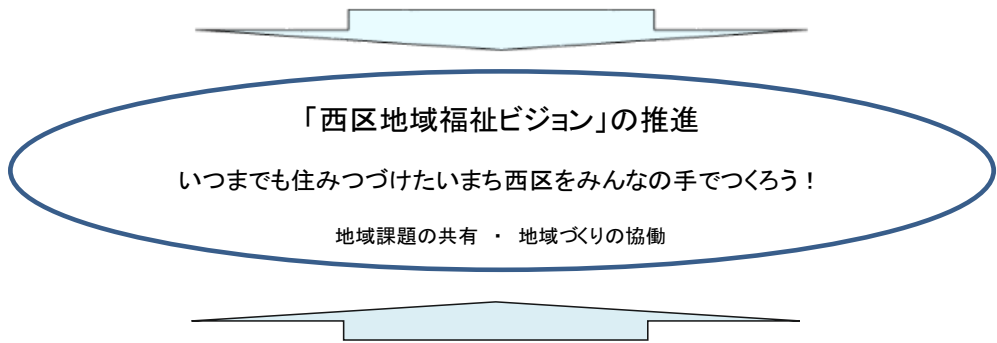
また、地域のみなさんとは、地域福祉活動の要となる連合振興町会、地域社会福祉協議会、区民生委員児童委員協議会などと課題および取り組みを共有する必要があります。

このため、今後は、現在の組織の枠組みを生かし、次のような形で、地域、支援者、本人・家族と共に地域福祉のビジョンを共有し、連携・協働しながら地域福祉を推進します。

また、「西区地域福祉ビジョン」は、西区全体のビジョンである「西区将来ビジョン」及びその具体的取り組みを定めた「西区運営方針」に連動・包括されることから、これらのPDCAサイクルの中で全体的な進捗管理を行います。

対象期間の終期には、ビジョンの全項目について、成果と残された課題を検証し見直しを行います。

## 西区地域福祉ビジョン推進体制





## 第2章 西区の地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1 概況

西区は、大阪市のほぼ中央に位置し、地勢は総体的に平坦です。

そして、江戸時代に開削された運河を中心に舟運が発達し、「水の都・大阪」として発展し、大阪港開港や市電発祥の地など近代大阪の中心地として栄えました。

西区のほぼ中央部を南北に流れる木津川を境に、東部地域は商業・産業エリア、西部は工場、商店街、住宅地という2つの顔を持ち、住・職・遊空間が混在しています。

西区内には鞆公園をはじめ大小合わせて30か所の公園があり、中央図書館や京セラドーム大阪など文化・スポーツ施設も充実しています。

そして南北には、四ツ橋筋、なにわ筋や新なにわ筋、東西には中央大通、長堀通などの幹線道路網があり、また、地下鉄四つ橋線、千日前線、中央線及び長堀鶴見緑地線が区内を縦横に通じています。さらに、2009（平成21）年に阪神なんば線が開通しますます充実した交通網が形成されています。

また、西区においては、連合振興町会、地域社会福祉協議会、区民生委員児童委員協議会、区地域女性団体協議会、区子ども会連合協議会などの様々な団体を中心に14の地域で、夏祭りなどのコミュニティ活動、ふれあい食事サービスやふれあい喫茶、見守り活動などの福祉活動、公園やまちの美化活動など、都心部にありながら盛んに地域活動に取り組んでおられ、こうした地域のみなさんの努力によって、人と人とのつながりを大切にした住みよいまちがつけられてきました。

このような良好な居住環境から、古くからマンションが多く建設されてきましたが、特に近年は東部地域を中心に大規模なマンション開発が相次いでいます。

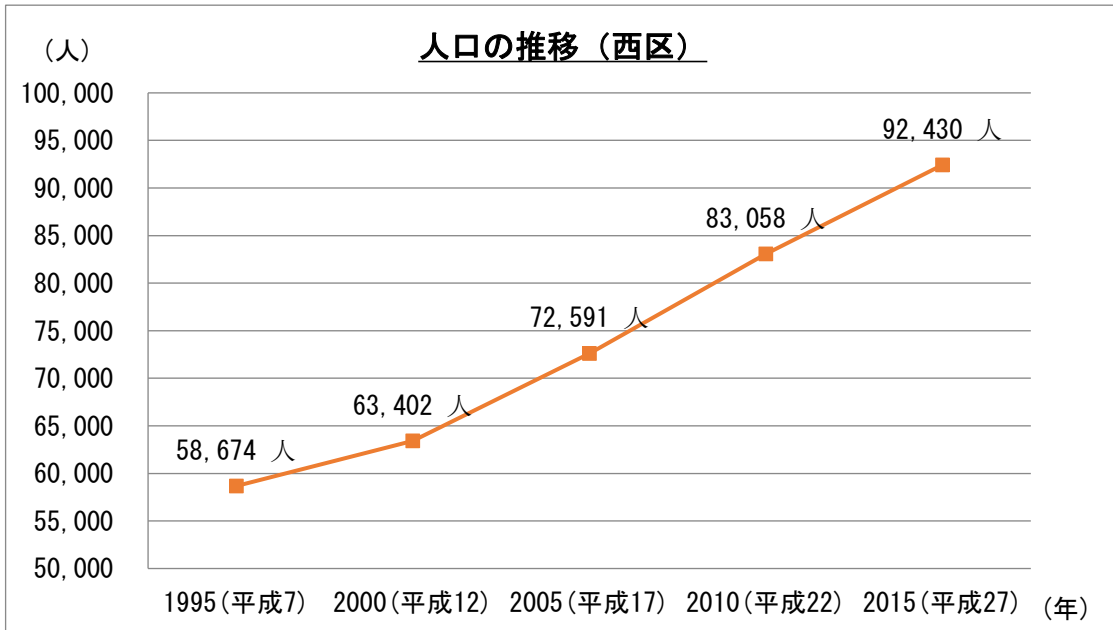
## 2 現状

### 【特徴1】人口の増加が続いています

また、マンション住まいの世帯、単身世帯の割合が高くなっています

#### ① 人口は近年一貫して大幅に増加しています

2015（平成27）年国勢調査では、人口92,430人に達しました。



（出典：国勢調査）

#### ② 9割の方がマンションなどの共同住宅に住んでいます

マンションなどの共同住宅に住む世帯がここ10年で大幅に増加しており、2015（平成27）年国勢調査では89.8%を占めています。

#### 住宅の建て方別住宅に住む一般世帯数（西区）

		総数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他
2005 （平成17）年	世帯数	30,831	4,625	674	25,329	203
	比率	100.0%	15.0%	2.2%	82.2%	0.7%
2015 （平成27）年	世帯数	51,616	4,890	199	46,363	164
	比率	100.0%	9.5%	0.4%	89.8%	0.3%

（出典：国勢調査）



③ 単身世帯が増加しています

2015（平成27）年国勢調査では全世帯の57.4%を占めており、10年間で単身世帯数は倍近く増えています。

世帯の家族類型別一般世帯数（西区）

		総数	単身世帯	核家族世帯	核家族除く 親族のみ世帯	非親族を 含む世帯
2005 （平成17）年	世帯数	31,396	15,414	14,022	1,548	412
	比率	100.0%	49.1%	44.7%	4.9%	1.3%
2015 （平成27）年	世帯数	52,106	29,889	19,324	1,645	1,205
	比率	100.0%	57.4%	37.1%	3.2%	2.3%

（出典：国勢調査）



【特徴2】 特にこども・子育て世帯が大幅に増加しています

15歳未満人口及び子育て世帯数（西区）

	2005 （平成17）年	2015 （平成27）年	増加率
15歳未満人口	6,695	10,211	52.5%
18歳未満の世帯員を含む世帯数	5,086	7,803	53.4%
6歳未満の世帯員を含む世帯数	2,390	4,112	72.1%

（出典：国勢調査）



### 【特徴3】高年齢者、障がい者が増加しています

#### ① 高年齢者が増加しています

また、今後、後期高齢者がさらに増加することが見込まれます

西区の高齢化率（65歳以上人口の比率）は16.1%で24区中最も低くなっています。しかし、いわゆる団塊の世代の人口が多い点は共通しており、これらの方が75歳以上となる2025年に向けて、後期高齢者がさらに増加することが見込まれます。

年齢別の人口（西区）

	15歳未満	15～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
2005 (平成17)年	6,695	41,039	3,907	3,259	2,692	4,602
2015 (平成27)年	10,211	61,279	4,235	※ <u>4,641</u>	3,358	6,492

※ 団塊の世代(1947(昭和22)年～1949(昭和24)年生まれ)を含む

(出典：国勢調査)

#### ② 障がい者が増加しています

障がい者の手帳所持者数は増加しており、特に療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の所持者は大幅に増加しています。

障がい者の手帳保持者数（西区）

	2011 (平成23)年度	2016 (平成28)年度	増加率
身体障がい者手帳	2,317	2,486	7.3%
療育手帳	376	590	56.9%
精神障がい者保健福祉手帳	332	464	40.0%

### 3 課題

マンション開発による人口の増加が続いており、新たなマンションの住民が増えているほか、単身世帯も大幅に増加しており、地域とのつながりの希薄化によるコミュニティの衰退が懸念されています。

人口の増加については、こども・子育て世帯、特に未就学児のいる世帯の増加が顕著となっており、保育ニーズが急激に増大し保育所等の充実が喫緊の課題となっています。

また、地域のつながりが希薄化する中、子育て世帯・高齢者・障がい者など支援を必要とする方が着実に増加している状況から、こうした方が孤立することなく、必要な時に必要な支援につながるよう、関係機関の連携を強め、身近な地域での相談・支援体制の確保や、災害時の避難支援も展望した地域における人と人とのつながりづくりが必要となっています。



### 第3章 「西区地域福祉アクションプラン」の成果と残された課題

2006（平成18）年3月に「西区地域福祉アクションプラン」を策定してから10年余りが過ぎました。地域のみなさん、福祉関係者、本人・家族、区役所、区社会福祉協議会の取り組みが進むとともに、国の法制度や本市の事業の充実により対応が図られた課題もあります。

「西区地域福祉ビジョン」の策定にあたり、「西区地域福祉アクションプラン」の成果と残された課題を検証します。

#### 1 アクションプランの目標

「西区地域福祉アクションプラン」（愛称「あした・夢・はばたきプラン」）は、次の目標を掲げ、西区に住んでいるすべての人が、お互いをおもいやり、お互いを大切にしながら、気持ちよく楽しく暮らしていけるまちを、みんなが主人公となって、みんなの手でつくることをめざしてきました。

##### 〔目標〕

いつまでも住みつづけたいまち西区をみんなの手でつくろう！

高齢者領域	「助け合い、元気づくりネットワーク」
こども領域	「夢いっぱいの子育てを応援します」
障がい者領域	「かがやいて生きよう！！みんなの地域で！！」

#### 2 課題と解決に向けた取り組みの検証

##### （1）ふれあい・交流・仲間をつくる

##### 〔課題〕

- 昔の隣組のような助け合いの気風がなくなっている
- 地域のコミュニケーションが薄くなっている
- みんなが気軽に参加できて、協力できる福祉活動の場が欲しい
- 本当にサービスが必要な引きこもりがちな高齢者、子育て中の方

が見過ごされがちである

- 高齢者が気軽に集まれる場所など友だちづくりができる場所が少ない
- 子育て中はこどもと二人の時間が長いのでこども同士、親同士のふれあいの場がほしい
- 区内で障がい者・児が集まれる余暇活動・サークル活動の場が少ない
- 障がいがあると地域の行事に参加しにくい
- 地域の行事は知らない人ばかりで参加しにくい
- 西区全体がよくなるために、地域にこだわらず集まりに参加できる風土づくりが必要である

#### [取り組み（目標）]

##### 【集いの場づくり】

- ◎ 地域みんなが集う場をつくる ◎
  - 高齢者、こども、障がい者同士の交流の場とともに、それぞれの枠を超えた交流の場をつくる
- ◎ 高齢者が集う場をつくる ◎
  - 憩い・趣味の場をつくる（例：風流サロン）
  - 民家や店舗等の協力を得てミニふれあい喫茶を開催する
- ◎ こどもや親が集う場をつくる ◎
  - 地域の会館での子育てサークルの充実をはかる
  - 会館以外の交流の場をつくる（例：マンション集会室、区民センター、小学校の空教室など公共スペース）
  - 多様化するニーズに対応した多様なパターンの子育て支援の場をつくる
- ◎ 障がい者が集う場所をつくる ◎
  - 意見交換や余暇活動の場をつくる
  - 地域住民とのふれあいの場をつくる

##### 【きっかけづくり】

- まずは近隣のこまめな声かけからはじめる
- 気軽に参加できる活動や機会をつくる（例：年代を問わず参加できる催し、みんなで史跡を歩こう会）
- 初めての方でも参加できるような雰囲気をつくる（例：見学会やイベントの開催）
- 障がい当事者自身が地域住民に障がいを理解してもらえるような小集会や勉強会を開催する

#### 【助け合いの気風・仲間づくり】

- 向こう三軒両隣の助け合いの気風の定着のための小さなお手伝い活動を広げる
- 西区（高齢者）ひとりずまいクラブを立ち上げる
- 子育て支援グループを育成する
- 子育て中の仲間グループを育成する

#### 【地域のネットワークづくり】

- 地域内の施設や学校との交流をすすめる
- 地域間相互の交流をすすめる
- 地域内・区内の諸団体のつながりを強める
- 企業や地域とのつながりを強める

#### 〔取り組み（成果）〕

地域のみなさんが集う場として、区役所、区社会福祉協議会と本人・家族をはじめとする区民、連合振興町会、地域社会福祉協議会、区民生委員児童委員協議会、ボランティア、NPO、企業などと集いの場づくりが進められ、2006（平成18）年から子育て層の交流の場「てをつなごう!」、2007（平成19）年から障がい者などの交流の場「そよかぜまつり」を開催しています。

区民まつりをはじめとする区域・地域のイベントでも、多様な年代の交流や障がいのある方の参加、地域のネットワークづくりが進んできました。

また、2017（平成29）年からは、区社会福祉協議会の区ボランティア・市民活動センターがボランティアと連携して「ワイワイほっとサロン」を、また障がい者・児ネットワーク「そよかぜ」とともに「サロンそよかぜ」開催し、さらに交流の場を広げています。

高齢者が集う場としては、各地域でふれあい喫茶、ふれあい食事サービス、などが運営されてきました。

その後、介護保険制度の改正に伴い、2006（平成18）年から介護予防事業が始まり、各地域でいきいき教室（介護予防教室）を開催するとともに、2010（平成22）年からは、住民主体の介護予防活動としていきいき百歳体操も普及しました。

2013（平成25）年から高齢者のみならず、あらゆる世代の孤立防止のための居場所や相談の場として開設した「立ち寄り処」も、現在は、地域包括支援センターが地域、企業、福祉医療関係者などの協力を得ながら運営しています。

親子が集う場としては、各地域で地域子育て支援サークルが開催さ

れてきましたが、2013（平成25）年からマンション内の親子を対象に「にしー広場」を開催し、2014（平成26）年から区民センターなどでつどいの広場の開催場所を増やし、子育て相談や情報提供を行うほか、子育て世帯と地域のつながりづくりを行っています。

## （2）お互いの人権を気づきあい思いやる

### 〔課題〕

- 障がいについての理解を持ってほしい
- 地域で生活している障がい者の声をもっと聴いてほしい
- 虐待の芽があってもなかなか発見できない

### 〔取り組み（目標）〕

- 障がい者や介護される人・介護する人の状況を理解する  
（例：女性会や地域、生涯学習と連携）
- 学校などの場を利用した福祉教育を実施する
- 各機関・団体の広報紙・機関紙を活用して当事者の声を伝える
- 地域のつながりをつくり虐待の早期発見につとめる

### 〔取り組み（成果）〕

こども・高齢者・障がい者についての理解を深めるための、各種の講演会などを開催しています。

区社会福祉協議会において、地域、学校、企業などでの高齢者、障がい者、妊婦の疑似体験や車いす体験などを通じて福祉教育に取り組んでいます。

さらに、2007（平成19）年からは、障がいのある方の声を聞き、障がいのある方もない方も共に暮らす地域づくりを考える「障がいあれこれ～聞いて聞いて私たちの声」を開催しています。

虐待の対応については、2000（平成12）年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されて以降、2005（平成17）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、2011（平成23）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定されるなど、法制度が整備され、区役所、こども相談センター、地域包括支援センターと学校、警察などが連携し、民生委員・児童委員などのみなさんの協力を得ながら対応を進めています。

また、大阪市児童虐待ホットラインの広報周知に努めています。

### (3) 自分たちのまちについて話しあう

#### 〔課題〕

- 住民中心で解決したり住民レベルで活動するには意見交換が必要である
- 住民といっても十人十色の意見がある
- わいわいトーク～座談会～を続けてほしい

#### 〔取り組み（目標）〕

- 気軽に参加しやすい雰囲気地域の懇談会など開催する
- 地域にこだわらない区単位での懇談会を定期的に開催する

#### 〔取り組み（成果）〕

地域包括支援センターが、地域ケア会議などを通じて地域課題を抽出する取り組みの一環として、2014（平成26）年度から地域のみなさんと、地域の成り立ち、現状、課題、めざすすがたなどについて、一緒に話し合う地区診断を始め、現在は、毎年数地域ずつ行っています。

### (4) 情報ネットワークや相談体制をひろげる

#### 〔課題〕

- 本当にサービスが必要な人には情報が入りがたい状態なのではないか
- 情報の提供方法に工夫が必要
- 地域の中に情報を教えてくれる人が必要
- 区内の情報や福祉に関する情報を入手できる場所や方法が少ない
- 福祉に関する相談窓口がどこにあるかわからない
- 地域で相談に応じられる場が不足している
- 高齢者はひとりの時の急病が心配

#### 〔取り組み（目標）〕

- ◎ 地域全体の情報ネットワーク・相談体制をひろげる ◎
  - 情報をまとめたものを作成する（例：福祉マップ）
  - ホームページなどの活用によって情報が手に入るようにする
  - 地域でもリーダー養成などを行い相談に応えられる体制をつくる
  - 顔見知りだと相談しにくい場合もあるので地域にこだわらず相



談に応えられる体制をつくる

- ◎ 高齢者支援情報ネットワーク・相談体制をひろげる ◎
  - 高齢者関係の福祉情報・相談窓口をまとめたものを作成する（例：福祉マップ）
  - 福祉情報パネルの設置（例：福祉情報、いきがい情報）
  - 身近な相談窓口をつくる（例：地域会館・高齢者福祉施設・介護サービス事業所・医療機関・スーパーマーケット等）
  - 急病など緊急時の支援のための向こう三軒両隣のサポート体制をつくる
  - 救急搬送時連絡票を開発して普及させる
- ◎ 子育て支援情報ネットワーク・相談体制をひろげる ◎
  - 子育て関連の福祉情報をまとめたもの（例：福祉マップ、区内の子育て情報誌）を作成し、手軽に情報を手に入れられるようにする（例：行政関連のあらゆる機会、スーパーマーケット等）
  - 身近に相談できる窓口をつくる
- ◎ 障がい者支援情報ネットワーク・相談体制をひろげる ◎
  - 障がい者関係の福祉情報をまとめたものを作成する（例：福祉マップ、関係団体一覧の作成）
  - 障がい児・者の就学・就労・施設・作業所の情報を区内で手に入れられるようにする
  - 関係者間の連絡会を作り情報交換ができるようにする

#### 〔取り組み（成果）〕

高齢者については、地域包括支援センター、子育てについては、子ども・子育てプラザ、障がい者については、障がい者相談支援センターが相談支援や情報提供の中核となるとともに、集いの場づくりの中でも、相談や情報提供を実施しています。

さらに、2017（平成29）年からは、地域包括支援センター内に認知症初期集中支援チーム（西区オレンジチーム）を設置し、認知症の方・家族の相談支援にあたっています。

児童については、区役所の子育て支援室に保育士、家庭児童相談員に加え、臨床心理士や社会福祉士などの専門職を配置し、支援が必要な児童をできるだけ早期に発見し支援するほか、子ども・子育てコンシェルジュを配置し、保育・教育その他の子育て支援を円滑に利用できるように情報提供を行っています。

このほか、訪問型病児保育（共済型）、発達障がい等サポーターの学校への配置、スクールカウンセラーの増員、西区専属のスクールソ

ーシャルワーカーの配置など、西区独自に支援の充実を進めています。

また、各地域には、2013（平成25）年から見守りコーディネーターを配置し、高齢者・障がい者などに対する福祉情報の提供や相談支援を実施しています。

福祉マップについては、2006（平成18）年から「西区ふれあいマップ」障がい者・児編、高齢者編、子育て編を、また2012（平成24）年には「西区バリアフリーマップ」を作成し、配布しました。

高齢者への情報提供については、地域包括支援センターが、タイムリーな情報を提供する「地域包括支援センターニュース（包括レンジャー）」を毎月発行し、区社会福祉協議会ホームページに掲載するとともに区内外150か所にて設置・配布しています。また、高齢者に身近で役立つ情報を掲載した「西区高齢者便利帳」を年2回発行しています。

高齢者などの救急搬送時連絡票については、区社会福祉協議会が「にしー救急カード」を配付しています。

子育ての情報提供については、子育て支援室が「西区子育て支援情報マップ」、子育て支援情報紙「てをつなごう！」を、区社会福祉協議会、区民生委員児童委員協議会、区役所が「赤ちゃんお役立ちマップ」を、区民生委員児童委員協議会が「いきいき子育てカレンダー」を発行しています。

こども・高齢者・障がい者の支援情報ネットワーク・相談体制については、個別の事例検討から、実務者会議、代表者会議と地域・区域の課題を積み上げ、情報共有や検討を行う仕組み（3ページ「西区地域福祉ビジョン推進体制」参照）を整備しました。

また、今後、医療と介護の両方を必要とする75歳以上の高齢者が増加することから、2015（平成27）年から在宅医療・介護連携を進めています。

#### （5）活動の担い手・ボランティアを見つける・育てる

##### 〔課題〕

- 活動の担い手不足のために負担が大きくなっている
- 地域の活動に協力する人の層が広がらない
- 活動に協力する人の顔ぶれが同じなので新しい人が参加しにくい

##### 〔取り組み（目標）〕

- 動機付けとなる啓発や講座を実施する

- 活動したい気持ちがある人がボランティア・デビューしやすくする
- ボランティアをする側、受け入れる側の意識の改革をはかる
- P T Aや高齢者層、区内の企業にはたらきかける

〔取り組み（成果）〕

区社会福祉協議会では、区ボランティアビューローを通じて、福祉教育（疑似体験）を学校・地域・企業等で実施し、身近でできる支援を学んでいただくとともに、企業や団塊・シニア世代などを対象にした研修や各種講座を実施するとともに、ボランティアガイドブックや広報紙による広報周知活動を実施してきました。

2017（平成29）年からは、区ボランティアビューローを区ボランティア・市民活動支援センターに転換し、さらにボランティア活動の振興に取り組んでいます。

（6）安心してくらせるまちをつくる

〔課題〕

- こどもをめぐる犯罪を見聞きすると不安である
- 放置自転車・違法駐車が多く高齢者や障がい者の歩行に支障をきたしたり、ベビーカーが通りにくい
- 公園でこどもが外遊びをするときに、吸殻・犬の糞などを口にしようとして不安
- 高齢者世帯や障がい者などが地震などの災害の際に、援助の手が届くか不安である

〔取り組み（目標）〕

【まちの安全を守る】

- まちぐるみでこどもを見守る
- 高齢者や障がい者がまちにしやすいように放置自転車・違法駐車・道路への物の放置をなくしてバリアフリーのまちをつくる

【公園・道路などの環境整備】

- こどもたちが安心して遊べるように公園などにごみや吸い殻、犬の糞などを放置しない

【災害に強いまちづくり】

- 隣近所のつながりをつくり、高齢者世帯・障がい者世帯など災害

時に援助が必要な人に必要な援助が届くような見守り・協力体制をつくる

〔取り組み（成果）〕

区役所では、安全で快適なまちづくりに向けて、警察などの関係機関・地域と連携した防犯対策の普及啓発活動やパトロールを実施しています。

こどもなどの見守りについては、地域と協力して、通学路への防犯カメラの設置や、「こども110番運動」などを実施してきました。また、PTAとともに、西区老人クラブ連合会など地域のみなさんが登下校時の見守り活動を続けておられます。

2014（平成26）年には、関係団体との連携のもとに「つながる西区！見守りあい！事業」を実施し、高齢者・障がい者も含め、日頃の見守りあいや災害時の助け合いに向けた運動を実施しました。

放置自転車対策については、有料駐輪場の設置や自転車放置禁止区域の指定を進めてきました。また、西区身体障害者団体協議会と西警察署・建設局・区役所との交通安全バリアフリー点検なども取り組んでいます。

生活環境の衛生を確保するために、犬の適正飼育など各種の普及啓発活動・指導などを実施しています。公園については、地域のみなさんも公園愛護会などを通じて環境を守る取り組みを続けておられます。

2015（平成27）年から、区社会福祉協議会内に見守り相談室を設置し、災害時も視野に入れ、避難時に支援の必要な高齢者や障がい者の要援護者名簿の整備と福祉専門職のワーカーによる孤立世帯への専門的対応の強化を行っています。

また、西区では、地域のみなさんがボランティアを組織され、要援護者への普段からの見守り活動やつながりづくりに取り組まれており、2016（平成28）年からは、地域に応じた活動の運営支援を行うため、区社会福祉協議会に福祉専門職を増員し、地域の見守りコーディネーターと連携して活動しています。2017（平成29）年には、すべての地域で住民主体の見守り活動と連絡会などを通じた情報共有が行われています。

### 3 残された課題

このように、「西区地域福祉アクションプラン」で目標として定めた取り組みのほとんどを実施することができました。

しかし、西区を取り巻く現状が大きく変化する中で、実現が難しくなった取り組みもあります。例えば、「向こう三軒両隣の助け合いの気風の定着のための小さなお手伝い活動を広げる」、「急病などの緊急時の支援のための向こう三軒両隣のサポート体制をつくる」、「西区（高齢者）ひとりずまいクラブを立ち上げる」、といった取り組みは、新しいマンションに転入される世帯が大幅に増加し、全世帯の6割近くが単身世帯となった現状を踏まえ、見直す必要があります。

裏を返せば、地域のつながりづくりや関係機関のネットワーク構築は、これまでよりも一層重要な課題となっています。

区役所と区社会福祉協議会が協力し、地域のみなさんや関係機関との連携と役割分担を行いながら、人と人のつながりがあるまち、誰もが安心して快適に生活できるまちをめざし、地域福祉を推進していく必要があります。



## 第4章 西区地域福祉ビジョン（本編）

### 1 基本理念

いつまでも住みつづけたいまち西区をみんなの手でつくろう！



「西区地域福祉アクションプラン」（愛称「あした・夢・はばたきプラン」）で掲げた「いつまでも住みつづけたいまち西区をみんなの手でつくろう！」との大目標は、策定から10年が経過した現在も共通の願いです。

また、高齢者領域では「助け合い、元気づくりネットワーク」、こども領域では「夢いっぱいの子育てを応援します」、障がい者領域では「かがやいて生きよう！！みんなの地域で！！」との目標を掲げました。

アクションプランの策定を通じてみなさんの声を積み上げた大切な目標は、今後も引き継ぎ、西区に住むすべての人が、お互いを思いやり、お互いを大切にしながら、気持ちよく楽しく暮らしていけるまちを、みなさんが主人公となってみなさんの手でつくることを引き続きめざします。

一方で、西区では、良好な環境を背景に、マンション開発が進み転入される方が増え、地域のつながりが希薄になることが懸念される中、こども、高齢者、障がい者などの支援を必要とする方は、さらに増加を続けています。

このため、支援の必要な方が孤立することなく、必要なときに必要な支援が受けられるよう支え続けるためには、それぞれの領域で縦割りで取り組むのではなく、地域のみなさん、支援者、区役所、区社会福祉協議会が、お互いの課題を「我が事」として考え、つながり、「丸ごと」で支え合い、地域福祉を推進することが必要です。

新しい「西区地域福祉ビジョン」では、このような観点に立って、みなさんとともに、いつまでも住みつづけたいまちづくりに取り組みます。

## 2 基本方針

基本理念のもとに、次の2つの基本方針により、2018（平成30）年度から概ね5年間にわたり、西区の地域福祉の推進に取り組みます。

### 基本方針1 安全で安心なまちづくりに向けたコミュニティ力の向上



- 誰もが自分らしく生き生きと暮らせるよう、安全・安心で快適なまちづくりを進めます。

### 基本方針2 こども・子育て施策の充実



- 子育て環境を充実し、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

## 3 目標

### (1) 誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまちづくり



#### 【めざす状態】

誰もが地域で安全で安心して自分らしく生き生きと暮らせるように、医療・保健・福祉にかかわる支援者が相互に連携し、地域住民と協働し、地域で互いに理解し支え合って暮らす仕組みができている状態

#### 【取り組みの方向性】

##### ○ 見守り活動による地域のつながりづくり

お互いの顔の見える地域の中でのつながりが、支援の必要な方の発見や災害時の助け合いの大きな力となります。

すべての地域ではじまった住民主体の見守り活動を区役所と区社会福祉協議会が支援し、地域住民と協働することにより、高齢者や障がい者などが地域とつながり、お互いに見守り合い、課題が生じたときにも発見や支援につながる仕組みづくりに取り組みます。

また、民生委員・児童委員、主任児童委員、見守りコーディネーターなどとともに地域の多様な住民の参画と協働により、見守り活動が地域全体で支え合う活動に発展するよう取り組みます。

○ 相談・支援のつながりづくり

こども・高齢者・障がい者の支援者などが、個別の支援を積み重ね、地域の課題と情報を共有し、地域の実情に応じた対応を協議する場である「西区地域福祉ビジョン推進体制」の「子育て支援協議会」、「地域包括支援センター運営協議会」、「地域自立支援協議会」の各協議会の運営を通じて、身近な地域での相談・情報提供から生活困窮者支援、虐待対応や成年後見制度の利用などの専門的な対応まで、必要なときに必要な支援が受けられるまちづくりに連携して取り組みます。

また、支援を必要とする対象者の増加に伴い、複合的な課題を抱えたケースの増加も見込まれることから、各領域で連携して対応します。

○ 多職種をつながりづくり

団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年には、介護や支援を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者の在宅生活を支える医療・介護・生活支援・介護予防などが包括的・継続的に提供される地域づくりをめざします。（地域包括ケアシステムの構築）

このため、医療・介護をはじめとする多職種の支援者が顔の見えるつながりをつくり、情報や課題を共有し、連携を進めます。

また、認知症高齢者の増加を視野に入れ、医師を含む、医療・福祉・介護の職員からなる認知症専門チームにより、多職種の支援者や民生委員・児童委員など地域のみなさんとの連携のもとに、認知症の早期発見・早期対応を進めます。

○ 多様な主体をつながりづくり

高齢者の在宅生活は、医療保険・介護保険などの公的サービスや住民の助け合いだけでは支えることができません。

区社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと区役所が、ボランティアやNPO、民間企業、社会福祉法人などの多様な主体と連携し、西区の高齢者を支える生活支援・介護予防のサービスを充実していくために協議し取り組みます。

○ 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

障がい者や認知症高齢者などが、地域の中でありのまま、あたりまえに暮らすことができるよう、こども・高齢者・障がい者の各協議会、区役所と区社会福祉協議会が連携し、対象者の声を聴き、啓発や福祉教育を進めることにより、その特性が正しく理解され、適切な配慮や支援を受けられ



るまちづくりに取り組みます。

○ 誰もが生き生きと暮らせるまちづくり

こども・子育て世帯、高齢者、障がい者など多様な方が気軽に集い、参加し、交流できるサロン、イベントなどの活動が広がるよう、区社会福祉協議会、こども・高齢者・障がい者の各協議会と連携し、取り組みます。

○ 地域福祉活動、福祉人材の担い手づくり

区社会福祉協議会による、地域、学校、企業などへの高齢者、障がい者、妊婦の疑似体験や車いす体験などを通じた福祉教育、同ボランティア・市民活動センターによるボランティア講座やボランティアグループの活動支援などを通じて、地域福祉活動への参加を支援します。

区役所は、区社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動に取り組むみなさんの情報を発信し、活動への理解が深まるよう取り組みます。

また、介護などの担い手となる福祉人材のすそ野が広がるよう、育成や就業支援情報の発信など、事業者などとも連携しながら取り組みます。

○ 介護予防に取り組むまちづくり

高齢になっても、住み慣れた地域で生き生きと暮らせるように、地域、関係団体やボランティアグループと連携し、生活習慣病予防やこころの健康づくりに取り組みます。

また、介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場がより身近なところで展開されるよう支援するとともに、運動器の機能向上を図る「いきいき百歳体操」に加え、口腔機能の向上を図る「かみかみ百歳体操」、栄養改善、認知症予防など、区社会福祉協議会などと連携しながら取り組みます。

(2) 子育て環境の充実



【めざす状態】

- ・ 保護者が安心や喜びを感じながらこどもを育てられる状態
- ・ 多様なニーズに対応し、希望する人が働きながらこどもを育てられる環境がある状態

## 【取り組みの方向性】

### ○ こども相談支援・子育て情報の発信

- ・ 安心してこどもを産み、育てられるように、専門職が連携して、支援が必要なこどもを早期に発見し、切れ目のない相談支援体制を構築します。
- ・ 利用者支援員を配置し、教育・保育、その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、積極的に情報提供を行います。
- ・ 子育て支援連絡会との連携により、子育て支援情報誌「てをつなごう！」を引き続き発行し、きめ細やかな情報発信を行います。

### ○ 子育てと仕事の両立支援

- ・ 出産・子育てと仕事との両立を支援し、子育て家庭の多様なニーズにきめ細かく対応できるよう、身近な地域で子育てができる環境を整えます。
- ・ 保育所待機児童の解消をめざすとともに、児童が病気の時でも保育ができる環境を提供します。

### ○ 児童虐待防止

こども相談センターや民生委員・児童委員など地域における支援者等との連携を強化するとともに、すべての就学前機関(認可外保育所を含む。)への継続した周知など児童虐待の防止に努めます。

### ○ 多様な協働による子育て支援

子育て中の親子の育児不安を解消し孤立化を防ぐため、区役所と支援者の連携による相談や支援体制を充実させるとともに、人生経験豊かな高齢者や子育てを卒業された方々の知恵と経験を活かし、保護者やこどもと地域での世代間交流の機会を積極的に提供します。

### ○ マンションコミュニティづくり

マンションに出向き、民生委員・主任児童委員など地域住民と協力しながら、マンションに居住する親子が集う「にっしー広場」を開催し、コミュニティづくり・地域とのつながりづくりを支援します。